

議案第 6 5 号

琴浦町手数料条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町手数料条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、
本議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 9 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 2 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

令和 2 年琴浦町条例第 号

琴浦町手数料条例の一部を改正する条例

琴浦町手数料条例(平成16年琴浦町条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---------------------------------|---------------|--|---------------|
| 別表(第2条関係) (その1) | | 別表(第2条関係) (その1) | |
| 手数料を徴収する事項 | 金額 | 手数料を徴収する事項 | 金額 |
| 略 | | 略 | |
| 広域交付住民票の写し | 1通につき 300円 | 広域交付住民票の写し | 1通につき 300円 |
| | | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に基づく通知カード再交付(ただし、通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く。) | 1枚につき 500円 |
| 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する | 1枚につき 800円 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する | 1枚につき 800円 |

| | | | |
|---|--|--|--|
| <p>る法律(平成25年法律第27号)の規定に基づく個人番号カード再交付(ただし、個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く。)</p> | | <p>る法律の規定に基づく個人番号カード再交付(ただし、個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く。)</p> | |
| 略 | | 略 | |
| 略 | | 略 | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。